

平成29年5月10日

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について
(平成29年5月10日 諮問第6号)

[沖縄県のFM補完中継局の周波数の一部変更、
熊本県の地上デジタルテレビジョン放送局チャンネルの追加等]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、濱元係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(棚田課長補佐、杉本係長、井上係長)

電話：03-5253-5786

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について

1. 概要

基幹放送用周波数使用計画（以下「使用計画」という。）は、基幹放送局が使用することのできる基幹放送用割当可能周波数の範囲内で放送普及計画に定める放送対象地域ごとの放送系の数の目標の達成に資することとなるように、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるもの。本件は当該使用計画において以下の変更を行うものである。

- （1）中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（以下「補完中継局」という。）に使用させることのできる周波数を変更する。
- （2）地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局のうち空中線電力が3Wを超える中継局の諸元（チャンネル及び空中線電力）を追加する。
- （3）周波数の変更を完了した外国語放送の変更前の周波数の削除を含めその他所要の規定の整備を行う。

2. 変更の理由

- （1）補完中継局に使用させることのできる周波数のうち、沖縄県で使用できる周波数2波のうち1波について外国の放送波による混信のおそれが判明したことから当該周波数を外国波等の混信のおそれがない周波数へ変更するもの。
- （2）熊本地震により南阿蘇中継局が被災し放送の継続が不可能となったため、別の場所に仮設設備を整備して現在放送を行っているが、送信点の位置の変更により受信障害が生じているため、仮設設備に替わる恒久設備の整備に併せて受信改善を目的とする空中線電力の増力を行う必要があり、増力後の空中線電力は使用計画に記載することとなっているため追加を行うもの。
- （3）送信場所を東京とする外国語放送を行う親局は周波数の変更を完了したが、変更前の周波数と変更後の周波数を使用計画に併記していたことから、変更前の周波数を削除するもの。

3. 施行期日

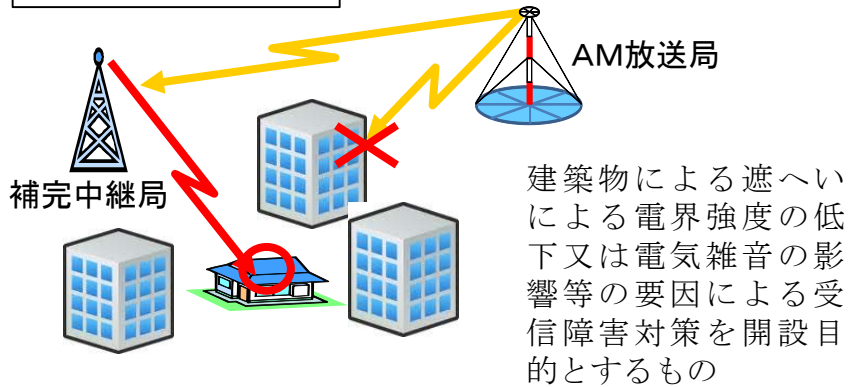
答申受領後、速やかに基幹放送用周波数使用計画を変更する。

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について

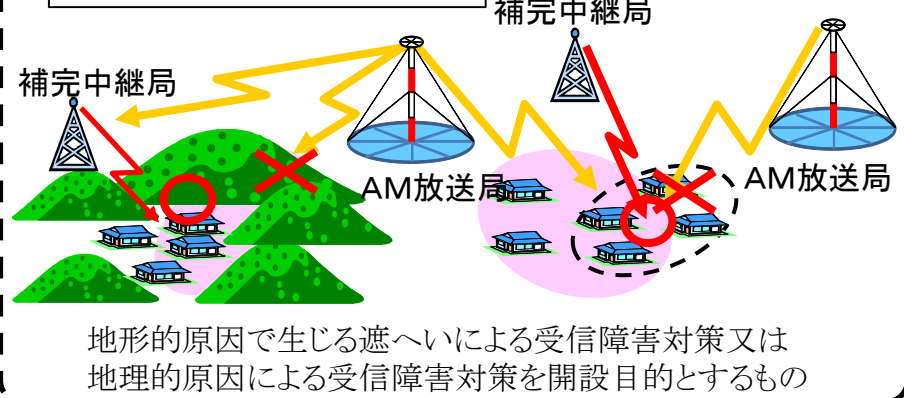
FM補完中継局とは

AMラジオ放送の難聴解消や災害時の放送継続のため、V-Low帯の一部(90~95MHz)の周波数等を使用して、下図の種類のFM補完中継局(AMラジオ放送を補完するFM中継局)の開設を可能とするための制度整備(「基幹放送用周波数使用計画」の変更等)を実施(平成26年4月1日)。

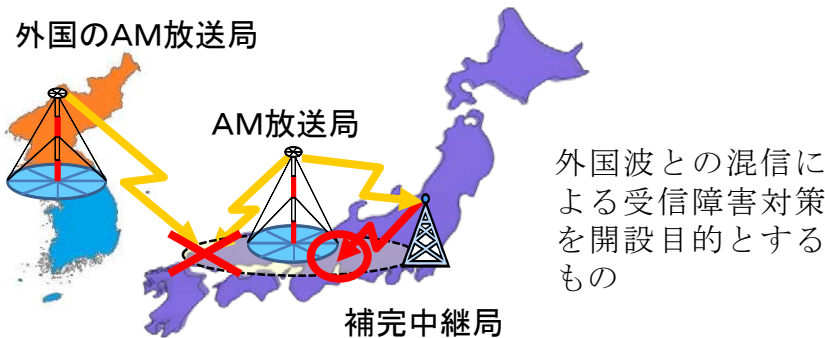
①都市型難聴対策



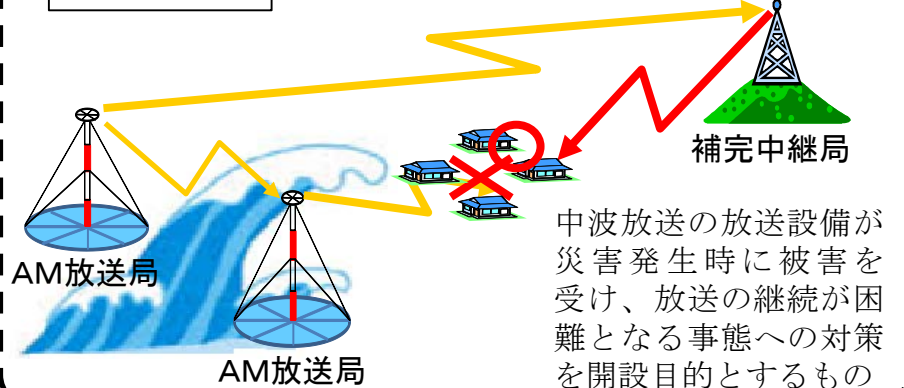
③地理的・地形的難聴対策



②外国波混信対策



④災害対策



FM方式によるAMラジオの補完中継局

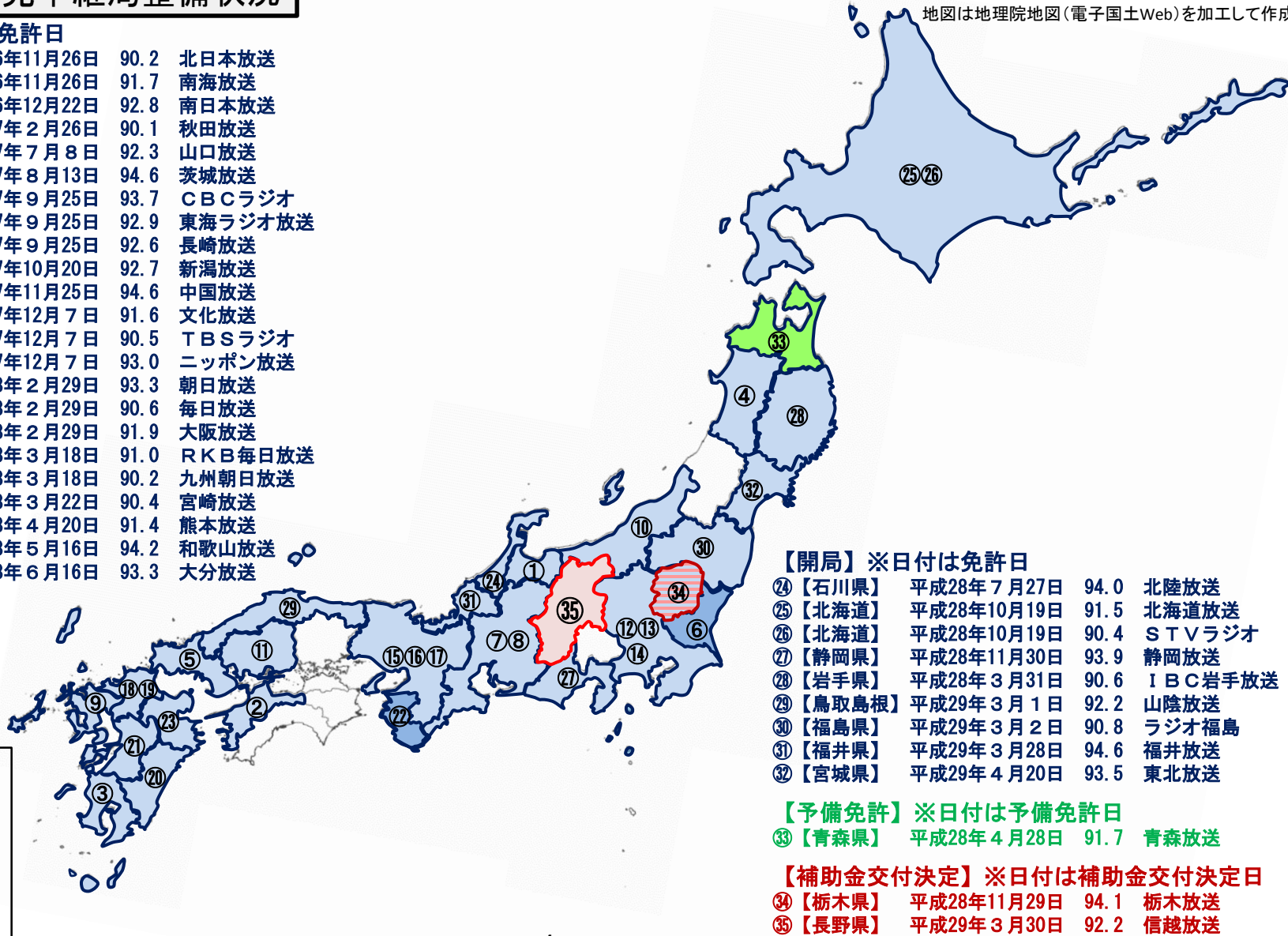
主たるFM補完中継局整備状況

平成29年4月20日現在

地図は地理院地図(電子国土Web)を加工して作成

【開局】※日付は免許日

①【富山県】	平成26年11月26日	90.2	北日本放送
②【愛媛県】	平成26年11月26日	91.7	南海放送
③【鹿児島県】	平成26年12月22日	92.8	南日本放送
④【秋田県】	平成27年2月26日	90.1	秋田放送
⑤【山口県】	平成27年7月8日	92.3	山口放送
⑥【茨城県】	平成27年8月13日	94.6	茨城放送
⑦【中京広域】	平成27年9月25日	93.7	CBCラジオ
⑧【中京広域】	平成27年9月25日	92.9	東海ラジオ放送
⑨【長崎佐賀】	平成27年9月25日	92.6	長崎放送
⑩【新潟県】	平成27年10月20日	92.7	新潟放送
⑪【広島県】	平成27年11月25日	94.6	中国放送
⑫【関東広域】	平成27年12月7日	91.6	文化放送
⑬【関東広域】	平成27年12月7日	90.5	TBSラジオ
⑭【関東広域】	平成27年12月7日	93.0	ニッポン放送
⑮【近畿広域】	平成28年2月29日	93.3	朝日放送
⑯【近畿広域】	平成28年2月29日	90.6	毎日放送
⑰【近畿広域】	平成28年2月29日	91.9	大阪放送
⑱【福岡県】	平成28年3月18日	91.0	RKB毎日放送
⑲【福岡県】	平成28年3月18日	90.2	九州朝日放送
⑳【宮崎県】	平成28年3月22日	90.4	宮崎放送
㉑【熊本県】	平成28年4月20日	91.4	熊本放送
㉒【和歌山県】	平成28年5月16日	94.2	和歌山放送
㉓【大分県】	平成28年6月16日	93.3	大分放送



【開局】※日付は免許日

㉔【石川県】	平成28年7月27日	94.0	北陸放送
㉕【北海道】	平成28年10月19日	91.5	北海道放送
㉖【北海道】	平成28年10月19日	90.4	STVラジオ
㉗【静岡県】	平成28年11月30日	93.9	静岡放送
㉘【岩手県】	平成28年3月31日	90.6	IBC岩手放送
㉙【鳥取島根】	平成29年3月1日	92.2	山陰放送
㉚【福島県】	平成29年3月2日	90.8	ラジオ福島
㉛【福井県】	平成29年3月28日	94.6	福井放送
㉜【宮城県】	平成29年4月20日	93.5	東北放送

【予備免許】※日付は予備免許日

㉝【青森県】	平成28年4月28日	91.7	青森放送
--------	------------	------	------

【補助金交付決定】※日付は補助金交付決定日

㉞【栃木県】	平成28年11月29日	94.1	栃木放送
㉟【長野県】	平成29年3月30日	92.2	信越放送

基幹放送用周波数使用計画とは

基幹放送用周波数使用計画は、基幹放送普及計画に定める放送系の数の目標の達成に資することとなるように、基幹放送用割当可能周波数の範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるもの。

○基幹放送用周波数使用計画

第1 総則

地上系

第2 中波放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

1 日本放送協会の放送

(1) 総合放送 (広域放送)

(2) 総合放送 (県域放送)

(3) 教育放送

2 基幹放送事業者 (日本放送協会及び放送大学学園以外の基幹放送事業者をいう。以下同じ。) の放送

(1) 広域放送

(2) 県域放送

第3 短波放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

第4 超短波放送 (地上系) を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

1 日本放送協会の放送

総合放送

2 放送大学学園の放送

教育放送

3 基幹放送事業者の放送 (4による放送を除く。)

(1) 県域放送

(2) 外国語放送

4 基幹放送事業者の放送 (補完中継局による放送に限る。)

(1) 広域放送

(2) 県域放送

中波放送の 放送対象地域	中波放送の 親局の送信場所	補完中継局	
		送信場所	周波数(MHz)
(略)	(略)	(略)	(略)
沖縄県	那覇	那覇	91.5→92.1 93.1

衛星系

第6 デジタル放送 (標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。) を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

第7 デジタル放送 (標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。) による衛星基幹放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等 (放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送に限る。)

(赤字は変更部分)

地上系

第5 テレビジョン放送 (地上系) を行う基幹放送局にしようさせることのできる周波数等

1 日本放送協会の放送

(1) 総合放送 (広域放送)

(2) 総合放送 (県域放送)

放送 対象 地域	親局			中継局		
	送信 場所	周波数(チャ ンネル番号)	空中線 電力(kW)	送信 場所	周波数(チャ ンネル番号)	空中線 電力(kW)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
熊本県	熊本	28	1	人吉	17	0.01
				水俣	20	0.1
				南阿蘇	20	0.01
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数(チャンネル番号)	空中線電力(kW)
全国	親局		
	(略)	(略)	(略)
	中継局		
	(略)	(略)	(略)
	(熊本)		
	熊本	24	1
	人吉	25	0.01
水俣	40	0.1	
南阿蘇	18	0.01	
(略)	(略)	(略)	(略)

2 放送大学学園の放送

教育放送

3 基幹放送事業者の放送

(1) 総合放送 (広域放送)

(2) 総合放送 (県域放送)

放送 対象 地域	親局				中継局			
	送信 場所	周波数(チャ ンネル番号)	空中線 電力(kW)	送信 場所	周波数(チャ ンネル番号)	空中線 電力(kW)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
熊本県	熊本	41 42 47 49	1	人吉	18 19 20 21	0.01		
				水俣	26 27 30 31	0.1		
				南阿蘇	21 23 25 27	0.01		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

基幹放送用周波数使用計画におけるFM補完中継局の沖縄の周波数の一部変更

概要

- FM補完中継局の主たる補完中継局については、平成26年4月1日に基幹放送用周波数使用計画（以下「使用計画」という。）に周波数等を規定し制度化。
- 沖縄県の2事業者による主たる補完中継局の置局検討にあたり潜在電界強度測定を行ったところ、使用計画における沖縄県の周波数2波のうち1波について外国波による混信が判明。
- 沖縄に限っては周波数に余裕があるため、周波数を再選定することが可能。
- 本件は、外国波等の混信のおそれがない周波数を1波再選定し、使用計画の変更を行うもの。

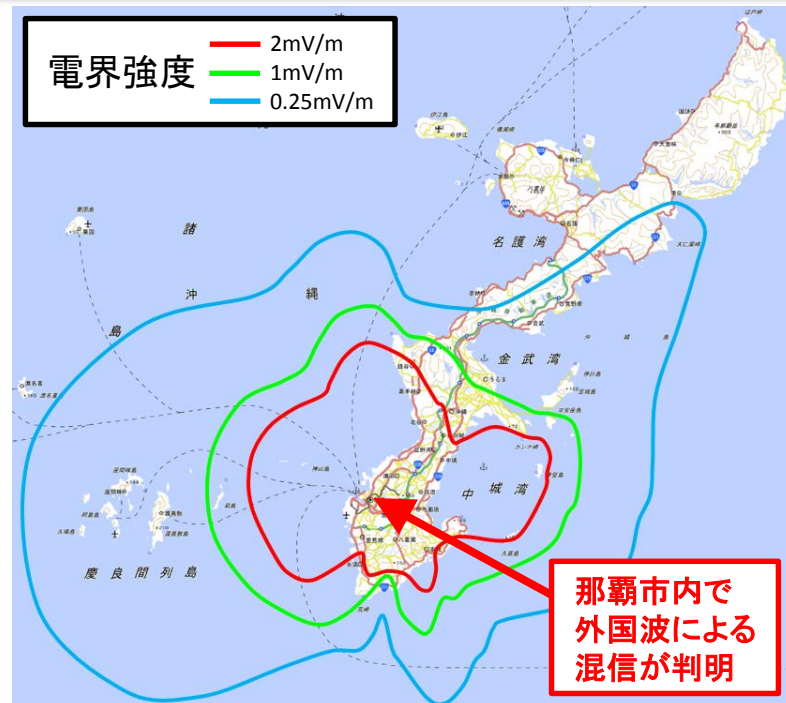
基幹放送用周波数使用計画 変更内容

第4 超短波放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

- 1 日本放送協会の放送
総合放送（略）
- 2 放送大学学園の放送
教育放送（略）
- 3 基幹放送事業者の放送(4による放送を除く。)
 - (1) 県域放送（略）
 - (2) 外国語放送（略）
- 4 基幹放送事業者の放送(補完中継局による放送に限る。)
 - (1) 広域放送（略）
 - (2) 県域放送

中波放送の 放送対象地域	中波放送の親局の 送信場所	補完中継局	
		送信場所	周波数(MHz)
(略)	(略)	(略)	(略)
沖縄県	那覇	那覇	<u>91.5→92.1</u> 93.1

想定されるFM補完中継局の電界強度と混信発生地点



概要

- ▶ 熊本地震により南阿蘇中継局が被災し、平成28年5月に放送の継続が不可能となったため、観音桜展望所に仮設設備を整備して現在放送を行っている。しかし、送信点の位置の変更(約300m低)による地形的な変化により、一部の地域で受信障害が生じている。
- ▶ 本件は、南阿蘇地域で安定した放送を行うため、仮設設備に替わる恒久設備の整備に併せて空中線電力を増力(3Wから10W)して受信障害の改善を図るものであり、以下のとおり、基幹放送用周波数使用計画の一部変更が必要である。
- ▶ 本件変更後、速やかに南阿蘇中継局の変更を許可。その後、機器発注・工事等を経て、本年11月に放送開始予定。

基幹放送用周波数使用計画 変更内容

第5 テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等

1 日本放送協会の放送

- (1) 総合放送(広域放送) (略)
- (2) 総合放送(県域放送)

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数(チャンネル番号)	空中線電力(kW)	送信場所	周波数(チャンネル番号)	空中線電力(kW)
熊本県	熊本	28	1	(略)	(略)	(略)
				南阿蘇	20	0.01

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数(チャンネル番号)	空中線電力(kW)
全国	中継局		
	(熊本) (略) 南阿蘇	(略)	(略) 18 0.01

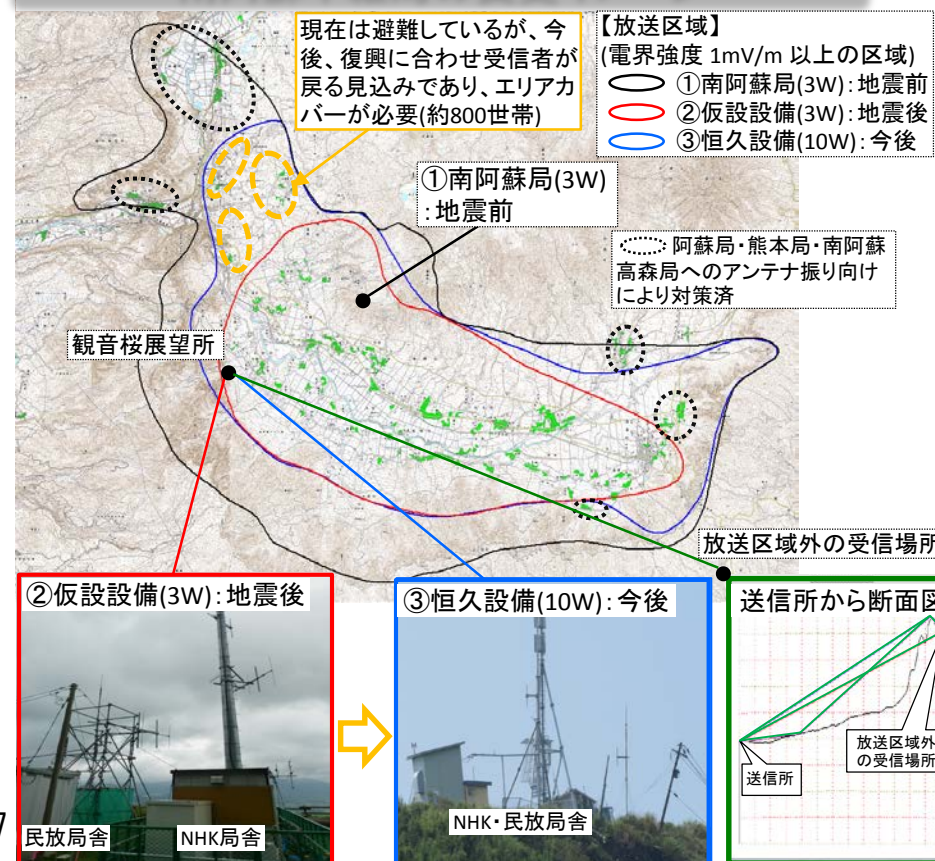
2 放送大学学園の放送 (略)

3 基幹放送事業者の放送

- (1) 総合放送(広域放送) (略)
- (2) 総合放送(県域放送)

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数(チャンネル番号)	空中線電力(kW)	送信場所	周波数(チャンネル番号)	空中線電力(kW)
熊本県	熊本	41 42 47 49	1	(略)	(略)	(略)
				南阿蘇	21 23 25 27	0.01

南阿蘇中継局の変更イメージ



参照条文

○ 電波法（昭和二十五年五月二日法律第三百一十一号）抜粋

（欠格事由）

第五条（略）

2・3（略）

4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（第九十九条の二を除き、以下「放送」という。）であつて、第二十六条第二項第五号イに掲げる周波数（第七条第三項及び第四項において「基幹放送用割当可能周波数」という。）の電波を使用するもの（以下「基幹放送」という。）をする無線局（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送（放送法第二条第十三号の衛星基幹放送をいう。）及び移動受信用地上基幹放送（同条第十四号の移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする無線局を除く。）については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

一 ～ 四（略）

（申請の審査）

第七条（略）

2（略）

3 基幹放送用周波数使用計画は、放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に定める同条第二項第三号の放送系の数の目標（次項において「放送系の数の目標」という。）の達成に資することとなるように、基幹放送用割当可能周波数の範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるものとする。

4 総務大臣は、放送系の数の目標、基幹放送用割当可能周波数及び前項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項の変更により必要があると認めるときは、基幹放送用周波数使用計画を変更することができる。

5 総務大臣は、基幹放送用周波数使用計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

6（略）

（周波数割当計画）

第二十六条 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表（以下「周波数割当計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 周波数割当計画には、割り当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 ～ 四（略）

五 放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別

イ 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数

ロ イに掲げる周波数以外のもの

○ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）抜粋

（基幹放送普及計画）

第九十一条 総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 基幹放送普及計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針、基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

二 協会の放送、学園の放送又はその他の放送の区分、国内放送、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送又は内外放送の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の総務省令で定める基幹放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（以下「放送対象地域」という。）

三 放送対象地域ごとの放送系（同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹放送局の総体をいう。以下この号において同じ。）の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

3 基幹放送普及計画は、第二十条第一項、第二項第一号及び第五項に規定する事項、電波法第五条第四項の基幹放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。

4 総務大臣は、前項の事情の変動により必要があると認めるときは、基幹放送普及計画を変更することができる。

5 総務大臣は、基幹放送普及計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。